

サービック年休を認める！ 多田さん勝利、会社お金を払うと約束

2017年9月1日に多田さん（鳥飼事業所）が年休取得をめぐってサービックを相手に訴訟を起こした裁判は、8月2日「和解」が成立しました。

和解内容は①双方とも就業規則を遵守する。②多田さんは年休を一日消化したこととする。③サービックは減額支給した賃金を8月25日補償するようJR東海に要請する。といもので、ほぼ全面的に多田さんの主張を認めた内容の和解となりました。

年休は前日申請でも証明書は必要なし！

サービックは多田さんの2017年1月22日体調不良で休んだ日を「年休で処理したい、年休は19日保有している」との訴えを認めず「私事欠勤」扱いにし、その日一日分の賃金と、その年の夏季手当も減額しました。

多田さんは就業規則に従って「やむを得ない場合は事後的に年休として処理する」よう再三サービックに求めましたがサービックは頑なにこれを拒否してきました。

裁判では就業規則の解釈と適用が中心に争われました。和解の結果「就業規則」による「前々日以降の年休申請は証明書が必要」との頑ななサービックの主張をサービック自ら否定する形となりました。

**これからも会社の理不尽さに立ち向かいましょう
ご支援いただいた皆さんに感謝いたします**